

## 山梨県環境保全審議会委員公募要領

### 1 目的

山梨県環境保全審議会（以下「審議会」という。）の審議について、県民の幅広い意見の反映を図るため、審議会の委員の一部を公募する。

### 2 応募条件・資格

- (1) 山梨県内に在住し、満18歳以上（応募申込書提出日現在）であること
- (2) 議員（国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員）又は常勤の国家公務員若しくは地方公務員でないこと
- (3) 現在、山梨県の附属機関等の委員となっていないこと

### 3 応募方法

郵送、持参、FAX 又はメールにより次の書類を提出させる。

- (1) 別紙「応募申込書」
- (2) 小論文（400字詰め原稿用紙3枚以内、氏名記入、電子データ可）  
テーマ「ふるさと山梨の未来へつなぐ環境の保全と創造」

### 4 募集期間等

- (1) 募集期間 令和6年8月19日（月）～令和6年9月20日（金）（当日消印有効）
- (2) 周知の方法
  - ① 県ホームページ・SNS への掲載
  - ② 各林務環境事務所及び市町村等への募集チラシの配付
  - ③ 記者クラブへの資料配付

### 5 募集人数 2名以内

### 6 選考方法

提出された応募申込書及び小論文により、山梨県環境保全審議会公募委員選考実施要領に基づいて行う。

### 7 結果の発表

応募者に結果を通知する。

### 8 その他

- (1) 審議会開催予定回数 年3回程度
- (2) 委員任期 2年（令和6年11月10日～令和8年11月9日）
- (3) 委員報酬及び費用弁償 審議会に出席した場合、「附属機関の委員等報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支払う。
- (4) 留意事項
  - ・ 審議会の委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと
  - ・ 審議会の委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならないこと
  - ・ 審議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと

### 9 応募先・連絡先

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課総務経理担当 望月  
電話 055-223-1631（直通） FAX 055-223-1636  
電子メール [kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp)

## 山梨県環境保全審議会委員 応募申込書

	申込年月日	令和	年	月	日
(ふりがな) 氏名	(男・女)				
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)				
住所等	〒 — 電話 ( ) — FAX ( ) —				
勤務先 (在学先) 住所等	〒 — 電話 ( ) — FAX ( ) —				
連絡先	〒 — 電話 ( ) — FAX ( ) — メールアドレス (お持ちの方) :				
応募理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
自己PRやこれまでの山梨県の環境の保全への関わり等について	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				

(注) ・年齢は申込年月日時点で記入してください。  
 ・小論文(400字詰め原稿用紙3枚以内、氏名記入、電子データ可)を添付してください。  
 ・提出された書類(応募申込書、小論文)は、返却いたしません。